平成16年第3回定例会

平成 16年 11月 29日 開会 同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成16年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会

平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日

議事日程

第 1	議員の辞職報告
第 2	新議員の紹介
第 3	議席の指定
第 4	会期の決定
第 5	会議録署名議員の指名
第 6	管理者発言
第 7	議長辞職の件
第 8	報告第1号 群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規
	約の専決処分の承認を求めることについて
第 9	議案第9号 群馬県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する
	協議について
第 1 0	議案第10号 多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬
	に関する条例の制定について
第 1 1	議案第 1 1 号 平成 1 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院
	事業会計決算認定について
第 1 2	議案第12号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護
	老人保健施設事業会計決算認定について
第 1 3	一般質問

午後2時31分開会

開会のあいさつ

議長(佐藤淳君) 皆さん、こんにちは。

議長(佐藤淳君) 本日、平成16年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変お忙しいところ、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。さて、今期定例会に提案されますものは、平成15年度病院事業して、議会としての意思決定をお願い申し上げます。なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力する所にお願いますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げまして、誠に簡単でございますが、開会のあいさつといたします。議事日程につきましては皆様のお手元に配布してありますので、よろしくお願いいたしますが、本日の出席議員は21名中20名でございます。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。ただ今から平成16年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 議員の辞職報告

議長(佐藤淳君) 日程第1、議員の辞職報告を行います。去る7月27日、 吉井町選出の武藤信雄君より一身上の都合により辞職願が提出 されましたので、地方自治法第126条の規定により同日これを 許可いたしましたから報告いたします。

第2 新議員の紹介

議長(佐藤淳君) 日程第2、新議員の紹介を行います。日程第1の報告に 伴いまして、このたび平成16年7月27日付けで吉井町より大 竹隆一君が当選されましたので紹介をいたします。

第3 議席の指定

議長(佐藤淳君) 日程第3、議席の指定を行います。議席は会議規則第3 条第1項の規定により、議長において指定いたします。14番、 大竹隆一君と指定いたします。この際、大竹君の自己紹介を許可 いたします。大竹隆一君。

議員(大竹隆一君) ただ今ご紹介をいただきました、吉井町よりお世話になります大竹隆一でございます。皆さんもご存じのように、吉井町はきれいさっぱりということになりました。今後、多野藤岡における広域行政におきましても重要なことになると思われますし、特に医療という分野におきましては人間の尊厳であります生命を守るという一翼を担っているというように理解しておりますので、皆様のご指導をいただきながらこの職を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第4 会期の決定

議長(佐藤淳君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいた します。今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。 これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(佐藤淳君) ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と 決定いたしました。

第5 会議録署名議員の指名

議長(佐藤淳君) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署 名議員は会議規則第77条の規定により、議長において指名いた します。6番、松本啓太郎君。17番、宮前俊秀君を指名いたし ます。暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

第6管理者発言

議長(佐藤淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。17番、今井清和君 を指名いたします。日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者(新井利明君) 本日ここに平成16年第3回組合議会定例会を招集 いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用にも かかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。現在、 新潟中越地方では地震により被害は大概が大変な状況でありま す。本組合の職員も6名が被災地に赴き医療活動を提供してまい りました。これからますます寒さが厳しくなるに当たり、より早 い復興が望まれるところでございます。

さて、本組合におきましては大変厳しい経営状況が続いておりますが、先ほどの中期計画にもありますように、職員一丸となり経営改善に努めていく所存であります。議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げる次第であります。さて、本日の案件は、組合各事業の平成15年度決算と報告1件と6議案の審議とをお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので慎重ご審議いただき、議会としての意思決定をお願い申し上げまして、簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第7 議長辞職の件

議長(佐藤淳君) 日程第7、議長辞職の件を議題といたします。地方自治 法117条の規定により退場し、副議長と交代いたします。暫時 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

- 副議長(松本克彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。議長の都合により副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。まず、辞職願を朗読させます。事務局長。
- 事務局長(磯野義弘君) 辞職願。一身上の都合により、多野藤岡医療事務 市町村組合議会議長を辞職したいのでご許可くださいますよう お願い申し上げます。平成16年5月21日、多野藤岡医療事務 市町村組合議会副議長 松本克彦様。多野藤岡医療事務市町村組 合議長 佐藤淳。以上です。
- 副議長(松本克彦君) お諮りいたします。佐藤淳君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、佐藤淳君の議長の辞職を許可することに決しました。佐藤淳君の入場を求めます。 ただ今、議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、この際、 議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。 暫時休憩いたしま す。

午後2時41分休憩

午後3時再開

副議長(松本克彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議長の選挙を行います。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名 推薦によることに決しました。お諮りします。指名の方法につい ては副議長において指名することにしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。議長に松本啓太郎君を指名 いたします。お諮りいたします。ただ今、副議長において指名い たしました松本啓太郎君を議長の当選人と定めることに、ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いた しました松本啓太郎君が議長に当選されました。ただ今、議長に 当選されました松本啓太郎君が議場におられますので、本席から 会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。松本啓太 郎君、議長承諾のあいさつをお願いいたします。
- 議長(松本啓太郎君) 一言ごあいさつを申し上げます。ただ今、不肖私が 多野藤岡医療事務市町村組合議会議長に当選させていただきま した。よろしくお願い申し上げます。元より浅学非才、その器で はございませんが、地域住民の方々の健康増進と地域医療、福祉 の発展、それに円満なる議会運営のため全精力を傾注する所存で ございます。議員各位を始め、皆様方の限りないご指導とご鞭撻 を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、議長就任のあい さつといたします。よろしくお願いします。
- 副議長(松本克彦君) 議長選出に当たりましては、議員各位のご協力をいただき、副議長としての職務を務めさせていただきました。議長選挙が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。 大変ご協力ありがとうございました。議長交代のため暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時5分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。会議録署名議員の変更をさせていただきます。会議規則第77条の規定により、 6番、松本啓太郎に変わり、7番、冬木一俊君を指名いたします。

第8 報告第1号

議長(松本啓太郎君) 日程第8、報告第1号、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改定する規約の専決処分の承認を求めることについて、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) 報告第1号群馬県市町村総合事務組合規則の

一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決のお願いを求めます。内容につきましては群馬県市町村総合事務組合から脱退する場でしては群馬県市町村総合事務組合から脱退する場でして、は野園では、または特別徴収に関して脱退する団体の負担軽減を図るため、100分の80を10分の90に改めるものと、組織団体である大胡町、宮城村、および粕川村が前橋市に吸収され、前橋広域市町村圏振興整備組合が解散することにより、規約の一部を改正いたすものであります。本件については平成16年10月15日付けで議決依頼がありましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におまましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におまましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におまましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におまましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におまましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におまましたが、議会を招集する場がないと思ったので、地方におきます。慎重審議いただきまして、ご承認いただきます。はあります。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより採決いたします。報告第1号群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第1号は原案の とおり承認されました。

第9 議案第9号

議長(松本啓太郎君) 日程第9、議案第9号、群馬県市町村総合事務組合 規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。提案 理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) 議案第9号群馬県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議についてのご説明を申し上げます。当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼を受けていります。内容につきましては、第1としまして市町村の廃置分合に伴う群馬県市町村総合事務組合財産の処分に続き、市町村の廃置分合を起因として、当然に解散することとなる一部事務組合の総合事務組合財産の処分については第12条の規定によるほかは行わないこととし、解散組合に帰属する総合事務組合財産の処分については解散組合の事務を継承する地方公共団体が承継することとするため。

第2としましては、承継団体が引き続き、または新たに群馬県市町村総合事務組合で退職手当支給事務を共同処理する場合には、解散組合に対しては、第12条の規定は適用しないこととするため。ただし、引き続き、または新たに退職手当支給事務を共同処理する承継団体が退職手当支給事務の共同処理を取り止めるときは、解散組合の負担金総額の100分の90に相当する額及び総額を加算して第12条の規定を適用することとするため。

第3としまして、承継団体が退職手当支給事務を共同処理する場合は、解散組合の職員分に限っては、解散組合の持ち分の出資をもって第13条の規定による加入負担金に代えることができることとするため。

第4としまして、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である 伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務 市町村組合が解散し、伊勢崎市、赤堀町、佐波東村及び境町が廃 され、その地域をもって伊勢崎市が設置されることにより、群馬 県市町村総合事務組合にて事務の共同処理をするため。

第5としまして、同じく組織団体である白沢村及び利根村が廃され、その地域が沼田市に編入されるため、沼田市外三箇村清掃施設組合から、沼田市外二箇村清掃施設組合と名称変更されるため。

以上のことにつきまして、市町村合併の特例に関する法律第9条の2第1項及び2項の規定によりまして、議会の議決が必要となっております。

以上、誠に簡単でございますが提案理由説明とさせていただき

ます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようよろ しくお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

- 議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、 質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)
- 議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声)
- 議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた します。これより採決いたします。議案第9号、群馬県市町村総 合事務組合規約の一部変更に関する協議について本案は原案の とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第9号は、原案 のとおり可決されました。

第10 議案第10号

- 議長(松本啓太郎君) 日程第10。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。
- 管理者(新井利明君) 議案第10号、特別職のものの報酬に関する条例の制定についてご説明申し上げます。去る平成13年度に導入いたしました高速無線通信システム、キャノビームの不適切な事務処理について平成16年2月25日の議会を空転させ、行政の信頼を著しく失墜させた件であります。この件に関しましては議員の皆様を始め、地域住民の皆様に大変ご迷惑をおかけし、まことに申し訳なく、改めておわび申し上げます。管理者として、また副管理者として、その姿勢を明確に示すべく、地域住民から病院を

預かる責任者として、責任の一端を果たしたいと考えまして上程させていただいたものでございます。議員各位のご賛同をいただきたくお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長(松本啓太郎) 湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 特別職の報酬の減額、大変、管理者、副管理者とすれば立派な行為だと考えます。しかし、管理者100分の20ですか、副管理者が100分の10。6万2,000円に対して1万2,400円。副管理者が5万円に対して5,000円。この程度の減額ということで条例を改正されておりますが、実質的な経営者というのは院長、事務局長ですね。その院長、事務局長はどれだけの責任を考えておるのか、その点をお伺いいたします。

議長(松本啓太郎君) 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) ご指摘のとおりだと思っております。当然、そのような意味では責任というものはあるというように思います。しかしながら、一連の流れの中で管理者が責任を取るという話の中で院長、事務局長までがという話をされましたので減額がございませんでした。

議長(松本啓太郎君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) ご指摘いただいたとおり、責任は十分自覚しております。その責任をどのような形で表すかということでありますけれ ども、それは再発防止ということ、そこにいかに務めるかという ことで責任を果たしていきたいと考えております。以上です。

議長(松本啓太郎君) 他に。冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) 議案第10号について、ただ今、事務局のほうから説

明があったわけなのですが、この責任の一端を担うということで管理者、副管理者おのおの100分の20、100分の10ということで、2割、1割の換算ですけれど、少し今、湯井議員さんの質問に関連するのですが、どのぐらいの減額になったのか教えていただきたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 庶務課長。

庶務課長(黒澤真澄君) 冬木議員さんの質問にお答えします。金額につきましては管理者、減額、6万2,000円、20%ですから1万2,400円。副管理者につきましては、減額、5万円ということです。金額に直しますと1割ですから5,000円です。以上です。

議員(冬木一俊君) 議長。

議長(松本啓太郎君) 冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) この問題につきましては責任の一端を担うということでかなりの高額な金額の報酬の改正だというように思っていたのが1万2,400円と5,000円ですか。どのぐらいの金額で、管理者と副管理者に聞きたいのですけれど、責任の一端が担えるのであるのかどうか。問いかけを願いたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 管理者。

管理者(新井利明君) 冬木議員のご指摘でございますが、金額からしますと確かに大きなものでないこと、私のほうで1万2,400円。副管理者のほうで5,000円ということでございますが。この金額というよりも、20%そしてまた10%の削減をするという気持ち、この意味合いというのは大変大きなものがあるというように私は自覚しております。そこで、私も副管理者も20%、100分の20ということで、100分の10ということで減額をお願いしたいという意思でございますので、よろしくお願い申し上げます。

副管理者(高橋功君) 議長。

議長(松本啓太郎君) 副管理者。

副管理者(高橋功君) 質問にお答えをさせていただきます。金額の問題がありましたけれども、責任については重々感じております。そして、この金額がどうかということでありますけれども、この金額がどうのこうのということではなく、減額をしていくのだ、というこの姿勢を見ていただきたい。このように考えてもおります。また二度とこのようなことが起きないようにということで、なお一層努力をしていきたい。このように考えております。以上です。

議長(松本啓太郎君) 他にご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、 質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結い たします。これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた します。これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療 事務市町村組合特別職のものの報酬に関する条例の制定につい て、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立多数であります。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第11号

議長(松本啓太郎君) 日程第11。議案第11号、平成15年度多野藤岡 医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題と いたします。提案理由の説明を求めます。管理者。 管理者(新井利明君) 議案第11号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。昨今の医療環境は、少子高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立することが重要とされております。また、診療報酬マイナス改正の影響を受け、病院経営はますます厳しい状況におかれることになり、収入の確保と経費の節減合理化に努め、経営基盤を強化することがますます必要となってきております。それでは決算の大綱を説明させていただきます。

平成15年度の病院事業会計として前年度同様、公立藤岡総合病院、附属外来センター、訪問看護の3施設を運営しております。まず公立藤岡総合病院では、年間患者数は入院12万7,435人、外来3万7,638人であります。税抜き事業収益は66億8,331万円で、内訳として医業収益65億299万円。うち、入院収益が86.3%を占めております。医業外収益は1億8,101万円で、このうち1億2,885万円が企業債利息分の市町村負担金であります。次に、税抜き事業費用は69億8,218万円であります。内訳として医業費用で66億2,156万円であります。医業外費用では企業債支払利息、消費税の費用化による雑支出等により、3億6,005万円。特別損失では過年度修正損分で、55万円を計上しております。この結果、公立藤岡総合病院では2億9,887万円の純損失を生じました。

次に、附属外来センターでは年間患者数は外来だけで22万3,909人であります。税抜き事業収益は18億7,021万円で、内訳として医業収益17億7,040万円。うち、外来収益が91.7%を占めております。医業外収益は9,184万円であります。このうち、8,315万円が企業債利息分の市町村負担金であります。特別利益は797万円であります。次に、税抜き事業費用は22億8,602万円であります。内訳としまして、医業費用21億1,509万円であります。医業外費用では企業債支払利息、消費税の費用化による雑支出等により1億7,092万円であります。特別損失は動きがありませんので、附属外来センターは4億1,580万円の純損失を生じました。

最後に、訪問看護では税抜き訪問看護事業収益で4,482万円であります。内訳として事業収益4,478万円。事業外収益

4万円であります。次に、税抜き訪問看護事業費用は3,768万円であります。内訳としましては事業費用3,737万円、事業外費用では30万円であります。その結果、訪問看護では純利益714万円を計上いたしました。

平成15年度は3施設合計で7億753万円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センター繰越欠損金、訪問看護の繰越利益剰余金を差し引き合計で17億8,849万円の未処理欠損金を平成16年度へ繰り越しました。また訪問看護については未処分利益剰余金のうち、35万円を減債積立金金として剰余金処分計算書案を上程させていただきました。

平成16年度も経営環境の厳しい状態でありますが、引き続き関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。内容その他の詳細については経営管理部長より説明いたしますのでよるしくお願い申し上げます。なお、本決算書につきましては、去る8月25日、武田、青柳両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては議員各位のお手元に配布いたしまます。その結果につきましては議員各位のお手元に配布いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦労いただきましたことを感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。慎重ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、平成15年度病院事業会計決算認定について提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) それでは詳細につきまして公立藤岡総合病院から説明させていただきます。患者状況ですが、入院患者については年間12万7,435人。1日平均にしますと348.2。外来の患者につきましては附属外来センターの分離によりまして、救急外来患者2万8,020人。透析外来患者は9,618人で、年間3万7,638人で、診療日数は246日での1日平均は153.0人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は、66億8,331万851円であります。その主なものは、医業収益で65億229万3,162円であります。このうち、入院収益は、56億1,287万9,890円。外来収益は、救急、透析患者で6億778万3,250円であります。その他医業収

益では2億8,163万22円で、そのうち救急医療負担金は7, 672万2,000円であります。医業外収益では1億8,10 1万7,689円で、主なものといたしまして他会計企業債の利 子分負担金で1億2,885万3,000円、国県補助金としま して650万円であります。次に、税抜き決算額は69億8,2 18万5,281円であります。このうち、医業費用では66億 2 ,1 5 6 万 9 ,2 2 3 円であります。その内訳といたしまして、 給与費で35億6,991万4,819円。材料費といたしまし て19億5,550万1,168円。経費7億3,544万2, 333円。減価償却費3億3,435万6,728円であります。 医業外費用としましては3億6,005万7,073円で、その 主なものは企業債の支払利息で1億9,328万455円。消費 税の費用化による雑支出が1億3,155万8,081円であり ます。特別損失では、消費税の修正申告で過年度損益修正損で、 5 0 万 8 , 9 8 5 円を計上したものであります。 医業収支比率で は98.2%。総収支比率が95.7%と100%を下回り、2 億9,887万4,430円の純損失を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。患者総数ですが、外来患者数は年間22万3,909人。診療日数は295日で1日平均にしますと759.0人。次に収益的収入および支出であります。税抜き収入決算額は18億7,021万7,077円であります。その主なものは医業収益で17億7,040万2,507円。このうち、外来収益は16億2,423万9,952円で医業収益の91.7%を占めています。その他医業収益では公衆衛生活動や医療相談等の健診関係1億4,616万2,555円であります。医業外収益では9,184万1,319円で、その主なものは他会計企業債利子分負担金で8,315万1,000円であります。特別利益としまして、職員詐取分のうち平成14年度該当分で、797万3,251円であります。

次に支出の税抜き決算額は22億8,602万6円であります。このうち、医業費用で21億1,509万3,258円であります。その主な内訳ですが給与費で8億3,660万6,077円。材料費で3億6,815万4,211円。経費で5億9,440万6,285円。減価償却費で3億1,199万133円であります。医業外費用としては1億7,092万6,748円で、内

訳としまして企業債の支払利息で1億2,472万6,316円。 消費税の費用化による雑支出が、4,620万432円であります。医業収支比率は83.7%、総収支比率は81.8%と100%を下回る4億1,580万2,929円の純損失を生じました。

続きまして訪問看護の詳細について申し上げます。利用者状況ですが、年間4,617人。訪問日数295日で1日平均が15.6人です。収益的収入および支出で税抜き収入決算額は4,482万4,917円であります。その主なものは療養収益。利用料等の事業収益で4,478万1,997円であります。事業外収益は、受取利息等で4万2,920円。次に、支出の税抜き決算額は、3,768万2,029円で、このうち事業費用が3,737万6,659円であります。その主な内訳は給与費で3,32万6,659円であります。その主な内訳は給与費で3,32万6,659円であります。その主な内訳は給与費で3,7万2,558円。減価償却費9万9,744円であります。事業外費用としまして30万5,370円で消費税の費用化による雑支出であります。その結果、訪問看護は純利益714万2,888円を計上いたしました。

3施設合計で7億753万4,471円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金、10億8,785万6,224円で、訪問看護の繰越利益剰余金、689万4,495円を差し引きますと、17億8,849万6,200円を欠損金として16年度に繰り越すものであります。

次に資本的収入および支出についてご説明申し上げます。税込み収入決算額は2億6,233万6,000円であります。第1款公立藤岡総合病院資本的収入では1億4,613万6円で、内訳としましては、すべて他会計負担金であります。第2款公立藤岡総合病院附属外来センター資本的収入は1億1,620万円で、内訳はすべて他会計負担金であります。これに対しまして資本的支出の税込み決算額は4億1,261万3,849円であります。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出が2億3,831万3,493円で、第1項建設改良費は1,911万円であります。その内訳ですが、工事費で手術棟増改築設計費1,260万円とキャノビーム工事費651万円であります。第2項企業債償還元金として2億1,920万3,493円であります。次に第2款公立藤岡総合病院附属外来センター資本的支出では、第1項企業債償

還金1億7,430万356円であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,027万7,849円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,104万4,246円。建設改良積立金920万円。当年度分消費税資本的収支調整額3万3,603円を充てて収支の均衡を図りました。

以上、誠に簡単ではありますが、詳細についての説明を終わらせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員(武田弘君) 監査委員の武田でございます。監査委員を代表して 決算の審査報告を申し上げます。平成15年度多野藤岡医療事務 市町村組合立病院事業会計決算につきましては、審査の概要とそ の結果についてご報告申し上げます。去る8月25日に、地方公 営企業法第30条第2項の規定について、管理者より審査に付さ れた平成15年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に証拠 書類を照合し、審査を行ったものであります。それではお手元に 配布いたしました決算審査意見書の写しを参考にご覧いただき たいと思います。

> 患者利用状況ならびに決算額につきましては、管理者からの提案理由と説明のとおりの数字でございますので省略いたします。 まず、公立藤岡総合病院から報告申し上げます。収益的収入および支出につきましては、損益計算書より税抜き決算額を前年度と比較いたしますと、総収入益では13.9%の増でございます。 また総費用は5.7%の増で、収益が大幅な増加となって、費用は増を示しております。収益では、医業収益が総収益の97.3% 増えて、医業外収益2.7%であります。

> それでは審査意見書の22ページを参考にご覧いただきたいと思います。前年と比較いたしますと入院収益において15.4%、7億4,856万円の増でございます。外来収益によって3.9%、218万5,000円の増を示しております。医業外収益では、企業債利息償還のための他会計負担金の増加によりまして15.8%、2,466万円の増となりました。特別利益はございません。次に、費用では総費用の94.8%が占める医業費用で、前年と比較しますと5.7%、3億5,524万円の増を示しております。主なものとしまして、給与費で33名の増加

人員で5 . 5 %、1億8 , 6 3 3万円の増でございます。材料費でも1 . 3 %、1億8 , 2 2 7万円の増でございます。経費では、委託業の業務見直し等によって1 . 0 %、7 8 0 万円の減でございます。減価償却は3 . 4 %、1 , 1 5 9 万円の減でございます。 医業外費用では、企業債償還利息1 . 4 %、2 , 8 2 9 万円の増でございます。また、医療事故賠償金の支払いによる雑損失が、2 , 2 5 3 万円の増でございます。また消費税の費用化による雑損失が、2 , 2 5 3 万円の増でございます。また消費税の費用化による強力ました。特別損失では消費税の修正申告分の過年度修正損で2 , 5 5 1 万円の減であります。以上、費用の増加による医業収支によっては1億2 , 9 2 7万6 , 0 6 1 円の損失を生じることになりました。医業収支は雑損失、2億9 , 8 8 7 万 4 , 4 3 0 円を生じましたが、前年と比較いたしますと、前年が7億3 , 7 7 5 万円でございますから、差し引いて4億3 , 8 8 5 万円の単年度の赤字が圧縮されたわけでございます。

次に、外来センターの説明をします。収益的収入および支出について、税抜き決算額を、前年度に比較いたしますと、総収益では15.8%の増。総費用では2.5%の減です。収益は増加となり、費用は減額を示しております。収益では医業収益が総収益の94.7%を占めて医業外収益4.9%、特別利益、0.4%であります。

それでは審査意見書の26ページを参考にご覧ください。前年と比較いたしますと、外来収益によって16.5%、2億2,565万円の増を示しております。医業外収益では企業債利息償還のための他会計負担金等の増加によって1.2%、851万円の増となりました。特別利益は職員の委託費の平成14年分の該費用の92.5%を占める医業費用で、前年と比較しますと2.9%、6,384万円の減を示しております。主なものとして、給与費で12.7%、1億2,290万円の減でございます。材料費では5.8%、2,013万円の増になりました。また経費では5.8%、2,013万円の増になりました。また経費では5.8%、2,013万円の増になりました。また経費でございます。医療外費用では企業債償還利息3.1%、379万円の増を示しております。また消費税の費用化によるところの雑支出が2.2%で98万円の増となっております。特別損失はございません。以上、費用は減少したものの医業収支においては3

億4,465万円の損失を生じることになりました。事業収支では雑損失、4億1,581万2,949円の損失でございます。なお、前年の赤字が7億2,964万円でございますので、支出3億1,384万円の単年度の赤字は圧縮されたわけでございます。

次に、訪問看護でございますが、損益計算書より税抜き決算額を前年と比較いたしますと、総支出では4.7%の増、総費用は2.7%の増となっております。審査意見書の26ページをごらんください。主な内容としましては、医業収益では訪問看護、病棟収益が18.5%、255万円の増であります。また、費用では給与費が0.6%、19万円の微増となっております。純利益は714万2,888円を計上いたしました。平成15年度は病院事業としての3施設合計で7億753万4,971円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院の繰越欠損金、訪問看護の繰越利益の剰余金を差し引きした合計では17億8,849万6,200円の未処理欠損金を平成16年度へ繰り越しいたしました。

次の資本的収入・支出につきましては後ほどまた説明がございますので、省略いたしまして、以上まことに簡単でございますが、 決算審査の概要についての報告を終わりたいと思います。よろし くお願いいたします。

議長(松本啓太郎君) 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員(吉田達哉君) 何点か質問をお願いします。決算報告書の45ページ、46ページのところですけれども、事業費用に関する事項ということで、公立藤岡総合病院と附属外来センターが載っていますけれども、このページで質問させていただきたいと思います。今、監査委員さんのほうからも説明がありました給与費の関係なのですけれども、1億8,000万、33名の増員、これは入院棟ですね。方や外来センターのほうですと14名の1億2,000万ということなのですけれども、これは14年については、外来センターからこのような入院棟のほうに所在が移ったという理解ですか、それとも、まるっきり全員切ってしまって新たに新規な人員で33名を採用したのか、そこの部分についてお伺いします。

それと経費の部分についてなのですけれども、ちょっと聞き取りづらかったのですけれども、外来センターの方です、46ページの3,700万円ほど増えているのは、機械の更新とか補修とかということだったので、この辺の経費についてもう一度説明をいただきたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 庶務課長。

庶務課長(黒澤眞澄君) 吉田議員さんのご質問にお答えします。病院のほうが33名の純然たる増、外来センターが14名の減ということで、トータルで申し上げますと19名の増ということになります。内訳としましては、基本的には外来センターに籍を置いている職員を入院棟のほうに持ってきたというのが基本でございます。実際に純粋にとりましたのは、看護師の18名というのがメーンにふえております。ですから、入院棟が33名の増ということは、外来センターから14名とりまして、純然たる増は19。そのようなことでございます。

議長(松本啓太郎君) 外来センター事務長。

外来センター事務長(塚越秀行君) 吉田議員のご質問にお答え申し上げます。外来センターの経費の3,000万円程の増につきましては、当初エックス線の関係を導入しましたけれども、やはり2年目となりますとMRIあるいはCTという大型の撮影装置の保守を受けたものでございます。保守を受けなくて仮に故障といった場合には保守を上回る金額ということで発展する可能性がありますので、徐々に保守をかけていきたいということで、15年度は3,000万の保守料がふえたということでございます。

議長(松本啓太郎君) 吉田達哉君。

議員(吉田達哉君) 給与費の関係から質問するのですけれども、看護師が 19名ですか、増えたということなのですけれども、これはどの ようなことで、何を理由に19名が一遍に増えたのか、その辺の 説明をいただきたいと思います。それまでが入院棟のほうを改修 していて100%とか、最大に稼働しても90%、95%は保っ ているけれども、そこまで行かなかったので、人員が要らなかったのでという理由なのか、今度入院棟が完成したのでもっと必要だということなのか、その辺を説明してください。

それから、経費のことについて、今、保守点検。保守点検とい う理解でよろしいのですかね。そのような観点からお聞きします けれども、これは専門的な医療器械ですから、だれでも保守がで きるということではないので、専門的な方にしていただくのだと 思うのですけれども、保守点検を受けていて、空調設備から始ま っていろいろなところで保守点検はあるのですけれども、ずっと このところ年々も見てきて保守点検委託ということで保守点検 をしているのですけれども、かなり成果が実らずにですね、寿命 の前に壊れてしまったりとかということがあって、非常にその点 について見直す必要があるのではないかと思うのですけれども、 これは一概に空調だとかそのようなものとは考え方を違えなけ ればいけないと思うのですけれども、設備をした年から保守点検 が始まる。だけれども、家庭などにいって考えてみると、テレビ を買っても、1年目から保守点検はしないでしょうね。耐用年数 だとかは、今、技術が進んでいますから、5年6年はほうってお いてもテレビはそんなに壊れるものではないのですけれども、保 守点検をすることによってその機械がどのくらい成果が得られ てどのくらいの効果が出るのか、それによって。これは3,00 0万円を毎年かけているということになると、10年たって3億 円ですね。機械がそんなにちゃちにできているものではないと思 うのですけれども、新たに買ったほうが、壊れた場合に5年6年 でまた新たに買ったほうが安いという場合もあるかと思うので すけれども、その辺についてどのような形で保守点検の費用が妥 当なものなのかどうなのかということをどの辺でちゃんとして いるのかを教えてください。

議長(松本啓太郎君) 庶務課長。

庶務課長(黒澤眞澄君) 18名の看護師の増ということで簡単に申し上げましたが、15年で入院棟の改修が終わりました。その関係で病棟の数が増えているということと、あとスペースを広くとるというような関係がございまして、入院患者が大体37、8ぐらいの病棟というようなことがありまして、看護師は18名増というこ

とです。

議長(松本啓太郎君) 外来センター事務長。

外来センター事務長(塚越秀行君) それでは、保守の関係につきましてご 説明申し上げます。例えばCTという撮影装置がございます。こ の部分は管球がですね、1回撮るごとに1スライスと言うのです けれども、25万から30万スライスぐらい撮りますとその管球 は壊れてしまう。費用については1,600万ぐらいかかるもの でございます。1年で約、外来センターが14万スライスぐらい 撮っております。2年目から見ますと約30万近くということで、 もう切れるという見込みの中で保守料を払うということでござ います。なお、保守の内容につきましては、一定の故障範囲は保 守料を払った中で治していただく。そのようなことでございます。 それと、やはり MRIを含めてそのようなことにつきましては非 常に湿度等々の微妙な影響を受けるということなので、やはり毎 日の業務の中においてはどうしても、そう大きな故障ではありま せんけれども、ある程度の故障は年間に何回か起きております。 そのような中でやはり保守料は必要かなと。ただ、全体の保守料 の関係ということにつきまして、われわれ事務局においても少し 考えを持っております。よろしくお願いします。

議長(松本啓太郎君) 吉田達哉君。

議員(吉田達哉君) 人件費の関係について、給与費の関係について再度、これは3回目なのですけれども、公立総合病院では入院にして外来センターがこっちに来るという中で、その当時いろいろな質問をさせていただいた経緯があるのですけれども、人件費等も増えて経営困難になるのではないかということで質問、指摘等をさせていただいたのですけれども、今の体制のままでやっていただいるということの説明をいただいて、そんなことはできないだろうけれども、そのような答弁をするのならそれでやってくれるだろうということで期待をしていたわけなのですけれども、ここへ来て人件費がこの分だけでも6,000万円、要するに減った1億2,000万と増えた1億8,000万で6,000万円が余分に出ているわけですね。この辺について前に一度、現員の体制のまま

でいけるという答弁をいただいているのですけれども、どのよう なことなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) 先程の議員さんの質問の中で、やはり改修が終わ ったから増えたのかというご質問の中で、私とすればそのとおり 考えています。まず、改修中というのはもちろん病棟を無理に回 すような状態、人員募集ないというように考えておりますし、当 初やはり看護師が足りない体制の中で、外来センターにおいても 患者数が少ないという現状の中で、いろいろなな経緯があるわけ でございますけれども、それでもまだ患者様の人数が少ないとい うことで、先ほど庶務課長からも説明がありましたとおり、入院 棟のほうに人員を回した経緯もあります。しかしながら、それで は間に合わないということで、前にも経営上の問題でご説明申し 上げておりますけれども、特に救急夜間体制の中で24時間体制 ということで救急を行っておりますので、現在もそちらに40名 の看護師が勤務しているという現状の中で、病棟数から言っても、 やはリベッド数が35床から37床ということから言いますと、 増えざるを得ないという現状でございまして、先ほどご説明があ りましたとおり、そのような理由がありますので、人員がふえて いるということでございます。

議長(松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後4時休憩

午後4時3分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。外来センター 長。

外来センター長(田中壯佶君) 今回の外来分離に当たりましては、分離以前に外来分離するからさらに良い施設にするかということで協議を重ねまして、このようなことを外来分離を機会に整備することになってまず、HCUといいまして、かなり高機能なケアので

きるものをつくりました。それから、救急センターを独立して、 それに伴う看護師がふえてしまった。それから、幾つかの診療科 を新設しまして、その分がふえた。そのようなことが外来分離に よる単なる増員ではなくて、同時に機能を強化したというのが理 由であります。

議長(松本啓太郎君) ほかにご質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) この決算書を見ますと昨年10億、今回が7億の未処 理欠損金だから、合わせますと17億ということで、前年に比べ れば3億近く欠損が減ったからといって納得できるものではご ざいません。この中で見てみますと流動負債が10%以上も落ち てかなり厳しいような状況になっておる中で、経営の安定化に一 生懸命努力しますという、前回、答弁をしておりますが、私から 見ればどれほど努力したのかなというように疑問に思います。中 で確かに収益は伸びておりますが、同じように費用も伸びている。 本来、収益をふやして費用を減らすのが一番健全な経営の仕方で ございますが、民間病院に経営が乗り移りますと、赤字経営にな る場合に一番最初に手をつけるのが人件費。人件費をいかに減ら せるか。かなり人件費もウエートを占めております。17ページ の給与の表にしても3億5,000万ですか。前年よりも1億8, 000万以上増えている。そのところにメスを入れていかない限 リー向に中期計画ではありませんけれども、この体質からは抜け 切らないのではないのかなと私は考えます。今の市の職員に準じ る給与体制、この体制を事業の収益増の方へ、もう一度賃金の体 系を見直すような考えはないのか、その点をお伺いします。

議長(松本啓太郎君) 庶務課長。

庶務課長(黒澤眞澄君) 湯井議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。現在、地方公務員ということで、経営にどのような形で経済性を上げているか。これを別の給与体制というのですか、別というわけにもいかないと思うのですが、公務員の給料表にのっとりながらも昇給のストップとかと思うのですけれども、今の中では十分検討し、給料が人事院勧告ですね、それよりもオーバーするというわけにはいかないと思うのですが、これは検討の余地はあ

ろうかと考えております。以上でございます。

議長(松本啓太郎君) 湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) そのような給料体系見直しというのは管理者の一声があればできないことはないわけでございますが、一たん管理者としても給料体系、今より20%カットしますよくらいの強い決意を持ってこの病院の経営に当たっていただければ改善になると思うのですがまた、職員も恐らく給料カットされれば、それなりに一生懸命やっていただければ大変いいのではないかなとわたしは思っています。管理者、どこまでこの給料体系について踏み込んでいくのかお伺いいたします。

また、48ページですか、その重要契約の中で、一番最初の株式会社栄久さん、それと東朋産業、これは毎回かなりでてきていまして、どういうような感じでどういうような契約なのか、これはきちんとした一般競争入札のもとで契約したのか。本来は一般競争入札ございますから、きちんとした一般競争入札なのか、その辺をお伺いいたします。

議長(松本啓太郎君) 管理者。

管理者(新井利明君) 議員ご指摘の人件費でございますが、先ほどの中期計画にも若干触れておりますけれども、職員の給料を20%カットですか、そこまで踏み込めば明かりが出てくるというお話ですけれども、やはりこの地域での安全で安心できる医療を提供するという大きな使命がございます。そのためにみんなで一生懸命努力しながらこの病院の経営に向かってやっていきたいのだということでございます。人件費カットだけがすべての経営方針ではありません。ただ、そのつもりで、そのような考えも踏まえながら、しっかりとしたいい病院であってほしいということで、今後、中長期の考え方でやっていきたいというように思います。

議長(松本啓太郎君) 用度施設課長。

用度施設課長(前川善昭君) 湯井議員さんのご質問にお答えします。 4 8 ページの重要契約なのですけれども、契約会社、株式会社栄久に

つきましては、3 社見積もりで業者選定を行った結果、栄久と契約を締結しております。東朋産業につきましても、3 社見積もりをいたしまして一番安かった業者、東朋産業株式会社と契約をいたしました。以上です。

議長(松本啓太郎君) 湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 3 社見積もりということで契約しておりますが、契約する場合には見積もりという方法は原則的にはないわけですね。一般競争入札ですから、なぜこの3 社見積もり、恐らく栄久だとか東朋産業、このうちあと2 社の金額を入れる程度で見積もりができてしまうわけですね。いくらで入れてくれや程度で。そのような格好でこれだけの額を支出している。このようなのをきちっとしていかない限り、いつまでたってもこの病院改善はつったないものと考えます。以降、一般競争入札に変えていくでもりがあるのかないのか。また、あるかないかどころかいただかなければならないと思っております。費用、例えば支出を減らすためにどれだけのことをするのか、中期計画以外でどれだけのことをこれから費用を削減ていくのか、具体的なことを幾つか示していただければ大変ありがたいのですが。

議長(松本啓太郎君) 用度施設課長。

用度施設課長(前川善昭君) 議員さんのおっしゃるとおり、病院につきましても当然一般競争入札というのが原則です。これは言いわけになるようですけれども、委託業務につきましては、私は以前に公社のほうに行っていまして、建物等の管理、清掃という中で仕様書をするのが大変な業務になっております。当然今後、用度に関しましても最終的には一般競争入札にやっていく、それを目指しているいろな仕様書をつくったり、努力したいと思います。見積もり合わせというのは最善の方法だとは思っておりません。やはり病院の経費を削減していく一翼を担っている用度施設課というところで何か購入をなるべく安くする。それから、委託業務を安くするというのが使命でありますので、ご理解をお願いいたします。よろしくお願いします。

議長(松本啓太郎君) ほかにご指摘はございませんか。三好徹明君。

議員(三好徹明君) 先に他の議員さんと重複する部分もありますが、私のほうから今回の決算について何点かお伺いいたします。先ほどありますが、当然今回の決算等をやりながら、どのような資本を持っていかなければならないかということがもちろん前提になっていると思います。当年度7億、昨年10億、繰り越しが約18億近くということでありましたが、このまま手をこまねいていは10年後には破綻してしまう。そこまで行く前に破綻します。それでは10年後には破綻してしまう。そこまで行く前に破綻します。それでよりことで、真剣な中期計画によって達成できるというものはどの程度のものなのでしょうか。簡単に言えば、5年後に経営が黒字に転換して、それでなおかつ病院負担を返済できるだろうかというような、例えばですね、例えばそのようなことをお聞きしたい。

議長(松本啓太郎君) 企画課長。

企画経理課長(松田裕一君) お答えいたします。中期計画におきまして先 ほどの収益収入でておりますが、平成20年、この時点では医業 収支の均衡化ということをやって現状でできる改革を行って医 業収支を単年度で均衡化することを目標にしています。経常収支 につきましては20年度では赤の状態がふえるということでみ ております。

議長(松本啓太郎君) 三好徹明君。

議員(三好徹明君) 20年度といいますと、今年度は16年度ですから、あるいは15年度の16、17、18、19、20と、5年の計画で医業収支を均衡化する。医業収支は均衡化すると目標を立ててこられたというお話でございます。私は後で一般質問で述べますけれども、ここで特に私がこの件について何度か質問をしております、当時この外来センターが建設されまして、そのような経営部門でですね数年後にはこの状態で結論が出るだろうとおっ

しゃっていました田中院長、今のセンター長さんにこの現状危機 感についての感想をまずお聞きしたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 外来センター長。

外来センター長(田中壯信君) お答えいたします。この中期計画につきましては、当然わたしどもも一緒に参加させていただいてつりてした。それで、確かに昨年、本年度につきましても努力をしていりましたが、このような形で収支がでていますけれども、や中で地域の中核病院としての使命、分離した最大の目的は入院棟における救急および急性期入院としての病院機能、それからもうことでして、高機能外来としての外来。それからもうには保健、医療、福祉との連携を中心とした地域保健、それからは保健、医療、福祉との連携を中心とした地域保健、それからは保健、医療、福祉との連携を中心とした地域保健、それからにて、私は立派な施設ができましたので、最大限利用していきたいと思っております。収支につきましては、これは計算上のとおりですが、安定した経営ができるよう常に努力していきたい、そのような考えであります。

議長(松本啓太郎君) 三好徹明君。

議員(三好徹明君) 3回目ということなのですが、先生につきましては医療の専門家として、地域の中核病院としての役割を果たすべ経営的ということを強調されておりましたが、はっきり言って、経営的な面についてはもちろんでございますが、大変失礼なのですが、素人だと思います。ですから、前々回の質問に対しても、その4年以内、3年以内にはこの計画がよかったという結果が出てくるだろうというようなことをおっしゃったのですけれどもそのような簡単な事ではとんでもないと。この数字は、たまたしたのような簡単な事ではとんでもないと。この中期計画というものだということで3億の圧縮が、7億がベースではないのだと、れからも7億前後の赤字が続いていく。この中期計画というものがなければですよ。中期計画でなんとかなるだろうというように私は思います。それで、最後にこの病院建設、外来棟分離については経緯をよくご存じの高橋副管理者に、前もお聞きしましたが、

今日の15年度決算を見てどのように感じておられるか、また、 多野広域の組合病院として構成市町村の新町の町長さんとして、 この病院がどのような役割を果たしてきたのか、最後にそれをお 聞きして質問を終わります。

議長(松本啓太郎君) 副管理者。

副管理者(高橋功君) 三好議員の質問にお答えいたします。確かに自分自身、副管理者として携わってきました。ただ、副管理者の立場、位置づけ、そのようなのは皆様方、議員さん方はおわかりだと思っております。その辺でご理解をいただきたいと思います。また、今の病院の状況、大変だと思っています。地域の皆様方の心配のないような中核病院としての位置づけを日々なお一層出して、地域に愛される病院になっていけばいいな、そのように思っております。以上です。

議長(松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後4時25分

午後4時27分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。副管理者。

副管理者(高橋功君) はい。三好議員のただいまの質問でありますけれども、30年間の事業の中で総合病院が機能していなかった、評価が得られないというようにとられているようでありますけれども、一部事務組合のことについて、その中に意味が入っているということは一つもありません。一部事務組合以外のことで、一部事務組合以外の事業連携、協議、そのような中の感じがここへ出ているのだと思います。

議長(松本啓太郎君) 他にご質疑はありませんか。本日の会議時間は議事 の都合により、あらかじめこれを延長いたします。茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 17ページと20ページで、公立藤岡総合病院と外来

センターの経費の中でコンピューターの賃借料について2点お伺いいたします。まず、1億1,700万円の決算でごされますけれども、委託の業務内容、台数、それと委託先、そして契約は随契なのかどうなのか。今、社会保険庁等でいろいるなコンピューター関係、ソフトの事務委託については大変な問題になっず増えてのか減ったのか。そして、このような業務内容がもしていずれば、どのような形の中での業務内容がもしていずるのかどうか。また、賃借料というものが適正なのかどうかまた、賃借料というものが適正なのかどうかよります。この14年度、15年度、増えたのか減ったのからにあります。この14年度、15年度、増えたのか減ったのからにあります。この14年度、15年度、増えたのような契約のもと台数、それとどのような委託先でどのような別いたします。

議長(松本啓太郎君) 企画課長。

企画経理課長(松田裕一君) お答えします。上のほうの賃借料につきましては約5,700万円ほどあります。これにつきましては、14年度は医事会計システムを賃借で支払っておりまして、15年度からにつきましてはオーダリングが追加になっております。それで5,700万円の増になっております。

議長(松本啓太郎君) 外来センター課長。

外来センター課長(黒澤美尚君) 外来センターについてお答えいたします。 外来センターにつきましては平成14年度から19年3月31 日、7,128万7,200円、これは平成14年度と変更はご ざいません。以上でございます。業務につきましてはやはりオー ダリングシステム等の業務です。委託先は富士通、台数について はちょっと今こちらでは。

議長(松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) まず、このオーダリングシステムというのがどうも5, 700万とか5,900万と非常に大きなものになっていますけ れども、このコンピューターを賃借しなければこのシステムとい うのはなぜできないのですか。病院が今まで経験した中でこのよ うな医療事務をはじめとした中で、コンピューターの処理をなぜ このような形の中で自前で構築できないのかどうかというのを。 この辺で、院長、このようなものをとにかく借りて実効を上げて いく中で職員の、台数はよくわからないのですが、台数などとい うのはほとんど、正直なところ、メインのソフトの開発にかかっ ているだけで、その後、そのソフトがきちんと確立できれば、保 守・委託料が先ほどから大変問題になっておりますけれども、そ のようなものについては病院の担当が逐一できるわけです。まし て以前、本病院のほうではこのようなオーダリングシステムをき ちんとやっている中で、外来棟でこのようなものを始めた、全部 委託しますという、非常に中期計画で丸投げにはならないという 話がありますけれども、もうちょっときちんとした中で本来、こ れも多分随契でやっているのだと思いますけれども、このような システムを確立しているわけです。もうちょっときちんとしたも のを、病院独自のそのようなものを確立していけるような、その ようなものはないのかどうか、その2点をお願いいたします。

議長(松本啓太郎君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) この中身は端末機、コンピューターそのものというよりは、ほとんどソフトウエアにかかる費用で、それを賃借しているということであります。では、これを病院が自前で開発できるか。これは、非常にサイズの小さいところであるならば可能であるかと思いますけれども、これに関しての開発というのは非常に莫大な人を要します。そして、従来の病院の職員の中でここまで開拓するということは、まず不能であろうと思います。常識で考えても、このようなオーダリングの開発というのは、企業と病院

が一体となって開発していって、ある程度製品化していく。ある程度パッケージになったものをユーザーなり病院が病院のシステムに合わせて設計変更して運用していくのが実情であります。そのためにはやはり開発部門として相当な人を投入しないと開発することは不可能。今後そのようなことができるかというと、小回りのきくところは当然情報課の職員が対応できますけれども、根本的な開発というのはまず難しいと考えております。

議長(松本啓太郎君) 茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) まず、質問の仕方が悪かったのでしょうけれども、本 病院においてはきちんとやっているわけですね。今度はオーダリ ングシステムを、また随契ですね、これ。随契だと思いますけれ ども、もうノウハウは全部できているわけですね。本病院として のソフト業務はきちんとできているわけです。それを今回外来の 中でオーダリングシステムをもし確立していくということにな れば、当然費用が安くできるわけなのです。ノウハウはもう既に あるのです。なぜそのようなことが、一般競争入札であれば当然 そのようなことになる。先ほどから問題になっているように、随 契で恐らくこのような中で業者をある程度絞った中でやるとち っとも下がらないのです、コンピューターが。社会保険庁にいつ もそのとおりだと思う。年々上がってきます。多分これは10年 契約か何かで、毎年6,000万からの費用ずっと払っているの だと思いますけれども、これは絶対に間違っています、このよう なやり方は。もう既に本病院におけるノウハウを確立し、そのよ うな基本ソフトの設計等は、変な話ですけれども、会社名を出し てはいけないのだと思いますけれども、両毛システムさんである とか、高崎計算センターさんなどは皆ソフト関連のを持っている わけです。簡単にできるのです。このようなものをしっかりと考 えた中で注文、いわゆる一般競争入札でこのようなものをつくっ ていかなければ、経費節減などはできない。ここのところをしっ かりと把握してもらわないと、本当に中期計画がいつまでも気に なりますますけれども、先ほどの湯井議員さんではありませんけ れども、一般競争入札をこのようなものに全部反映しているのか どうか、この関係をお聞きいたします。

議長(松本啓太郎君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) 質問に対して全部はお答えできませんので、わたしが関与するところだけお答えして、他の職員に残りを答えさせようと思います。病院の方で構築されているというのは誤解で、訂正いただきたいと思います。このオーダリングは外来センターにおいて初めて実施されたものです。そして、そのソフトウエアというのはやはり外来診療を主体としたソフトの開発で入ってきた。1年おくれて病棟のほうに、外来棟とドッキングする形で、入院患者を対象としたそのソフトウエアが導入されたということであります。そのようなことで、その中身、もうでき上がっているります。そのようなことで、オーダリングは計画しているところであります。そして、5年間という形で賃借料を払っているということであります。残りの件については当院の職員に答えさせます。

議長(松本啓太郎君) 医療情報課長。

医療情報課長(小野里昇君) お答えします。今も院長が言われたように、 平成14年に外来センターが開院し、そのときにオーダリングが 外来センターに入りました。それまでは入院棟のほうはオーダリ ングは入っておりません。1年おくれて平成15年4月から入院 棟のオーダリングが入ってきています。そのようなことで、今ま であった技術をそのまま利用できるという形ではございません。 それから、ソフトのことですけれども、現在われわれ医療情報課 になるのですが、現在4人おります。4人おりまして外来センターに2人いて、入院棟に2人。それで、ソフトの開発は再とり 要しますので、一般的にオーダリングを開発をしている病院というのはほとんどありません。ただ、亀田総合病院にというのはありますが、これは別会社をつくってやっておりますので、 オーダリング等の開発はほとんど行えないのが実情です。

議長(松本啓太郎君) ほかにご質疑はありませんか。木村喜徳君。

議員(木村善徳君) 48ページですね。先ほど湯井議員から質問があった

のですけれども、栄久と東朋産業、この2社の見積もりあわせということなのですけれども、病院側としては見積もり合わせ、ないしは随意契約又は一般競争入札、これは病院側にとって契約上どのように一番有利だと思っているのかというのが1点。こちらにある48ページの契約、その他を全部説明してください。

議長(松本啓太郎君) 用度施設課長。

用度施設課長(前川善昭君) 木村議員さんのご質問にお答えします。48 ページの重要契約の関係なのですけれども、現在、見積もり、湯 井議員のご質問の中でも回答させていただきましたが、理想とい うのですか、最終的には一般競争入札のほうが適正ではないかな と思っておりますし、また、経費削減、公正、公平の面からして 今後そのようにしていくように努力したいと考えております。そ れから、議員さんの質問でそのほかの契約というのは。栄久の関 係につきましては3社見積もり、それから株式会社クリーンメデ ィカルジャパン、これがベッドメーク業務委託契約というのは栄 久関連ということで1社、比較的安い金額で契約できるというこ とで、1社契約といたしました。次の東朋産業につきましては3 社見積もりになっておりまして、クリーンリース株式会社も3社 です。有限会社FIBも3社見積もり、クレハも3社、残りのニ つにつきましては医事課ですので、飛ばします。帝人在宅東日本 株式会社、これは医師の方でするということなので、1社の随意 契約ということになっております。FSユニマネージメントです か、これは見積もり合わせと提案ということで2社見積もりにい たしました。SRLにつきましては1社随契です。オーダリング インターフェイスリースですか、これは6社の見積もり合わせ、 株式会社日本設計につきましては6社の指名競争入札。それから、 三洋電機空調株式会社、これにつきましては三洋電機の製品とい うことで、1社随意契約にいたしました。以上です。

医事課長(吉田賢治君) 続きまして、先ほどの48ページのやや下のところなのですが、診療録の保管委託、これは株式会社寿製作所。これにつきましては当院のカルテ倉庫がかなり狭くなっておりまして、通常、診療録の保管管理は基本的には5年間と決まっておりますが、当院では10年間保管してございます。ただし、院内

にはこのような倉庫に限界がございまして、外部保管という形をとっております。それで診療録等の外部保存に関するガイドラインもございますし、そのような関係で、個人情報の問題もございますので、寿製作所さんの随契となってございます。それから、その一段下でございます。救急医事業務委託これでございます。これは、通常は入院棟の受付、救急受付でございます。昼間夜間問わず、24時間体制ということで、これは日本医療事務センター、これも随意契約ということで契約を行っております。以上でございます。

議長(松本啓太郎君) 答弁者は手を挙げて、指名されてから答弁をお願い します。木村善徳君。

議員(木村善徳君) 契約の中でも競争入札が一番有利だと今、課長は答えているのですけれども、その中で48ページのずっと契約の様子をうかがったら、競争入札は工事だけですね。これはどのようなことなのですか。いいことがわかっていて手をつけてない。昨年10億、ことし7億、現在の病院の状況というのを把握しているのですか。とてもそうとは考えられない。先ほどの湯井議員明の中で、資料というのが膨大で大変だ。その資料をつくったりするのはあなたたちの仕事ではないのですか。違いますか。これは一体なぜ、今までも病院は何年もやっているのですよ。そのようなことがわかって、なぜ手をつけていないのか、これをきちんと納得のいくように説明願います。そのぐらいの意地がなければだめだと思います。今後の計画、このようなのは絵にかいただけです。ここに気持ちがなければ。課長、もう一度きちんと答弁してください。

議長(松本啓太郎君) 用度施設課長。

用度施設課長(前川善昭君) お答えします。確かに議員さんのおっしゃるとおり、なぜおまえたちは、やらないかということです。これからやるように努力したいと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。ただ、それから、忙しいというのは理屈になりませんので、今後進めていきたいと思いますので、今まで適正ではなかった、もう少し適正にしなくてはならないということは、

わたしのほうとしては理解しております。今後、忙しいとはいえ、 進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思 います。

議長(松本啓太郎君) 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) 木村議員のご質問にお答えいたします。ただいま、 用度施設課長から答弁があったわけでございますけれども、やは リ内容につきましては入札で有利のものと随意契約が有利なも のというのはあります。したがいまして、何でもかんでもという 言い方は悪いかもしれませんけれども、競争入札に適さないもの も当然ございます。それが一番難しいという部分の、指名競争入 札にするか随契にするかということの一番難しいところという のは、やはり布団、寝具の問題もございます。これは、患者さん も寝ておりますから、これを一夜にして全部布団を取りかえると いうことは、業者が変われば起こり得ることであります。したが いまして、各公立病院の価格等をよく把握しながら、横の連携を とりながら、寝具につきましては契約しているのが現状でござい ます。今、隠さず、何事も理解していただくために私は申し上げ ております。したがって、今、用度施設課長のほうで競争入札に 全面的にするという言い方をしましたけれども、やはりこれは全 部はできないというのが現状でありますこともご理解いただけ ればということでよろしくお願いしたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 木村善徳君。

議員(木村善徳君) 今までは過去においてやっていなかったということは 非があったということを課長は認めたわけですけれども、過去の ことについてはいいとして。今後、競争入札にできる契約につい てはいつごろまでに、これをきちんと明確にして答弁してくださ い。今後努力しますではだめだ、もう。このような現状なのだか ら、病院が。あともう一つ、契約は競争入札がすべてではない ら、病院が。あともう一つ、契約は競争入札がすべてではないりま す、いろいろな業者あるので。そんな布団が一晩で変わる、これ は契約の内容によって違うでしょう。競争入札でも中身も契約の 文言でいろいろあるでしょう、その契約の仕方が。だから、でき る範囲でやってほしい。つまり、この中で出ているのだって全部 競争入札はないでしょう。この中で局長が言った競争入札に合わ ないということで、全部合っていないのですか。これを言ってく ださい、もう一回。この 2 点。

議長(松本啓太郎君) 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) 木村議員ご指摘のとおり、競争入札に付せるものも当然ございます。したがいまして、先ほどのご質問のとおり、いつからかというご質問がございましたけれども、これは契約期間が3月までありますので、新年度より、できるものは競争入札にしていきたいというように思っております。

議長(松本啓太郎君) 他にご質疑はございますか。小須田一美君。

議員(小須田一美君) 大変時間が押しておりますので。報告書を見ていたらちょっとした疑問がわいたのですが、25ページの固定資産明細書というのがありますけれども、これを見ていただいて、(2) 無形固定資産明細書、これは電話加入権167万2,543円、これは今、電話債権加入権というのが昔は財産でありました。加入権は財産になりますというようなコマーシャルもしていたと思うのだけれども、ここに来て、いろいろな電話会社が出た問題もあって、一回もう価値がなくなってしまっているものを固定資産明細書という、1台当たり幾らで上げているのか、これはわかりませんけれども、これはどうなのでしょうねという疑問なのですが、よろしく答弁をお願いします。

議長(松本啓太郎君) 企画課長。

企画経理課長(松田裕一君) お答えします。NTTの電話加入権なのですが、現在の電話加入権につきましては電話加入の設備負担金、それから加入料、通信料が含まれる状態で加入権となっております。それと、ご指摘のありました、今度、加入権がなくなるということなのですが、それにつきましては、まだ7万3,000円ですか、これにつきましてはまだ確実な回答が今は出されておりません。それにつきましては現状のまま加入権として載せております。

議長(松本啓太郎君) 小須田一美君。

議員(小須田一美君) 従来どおりの7万何がしかで載せているということですけれども、実際にNTTも、もう資産ではありませんと言っているものを資産として載せておくのはおかしいと思うので、これは改善をすべきではないかと思います。以上で終わります。

議長(松本啓太郎君) 答弁を求めますか

議員(小須田一美君) 求めません。

議長(松本啓太郎君) 他にご質疑はありますか。冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) ページは3ページなのですけれども、資本的収入支出のところで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,027万7,849円。その中で過年度分の損益勘定留保資金1億4,104万4,246円という数字が出ていますが、平成16年3月31日現在、損益勘定の留保資金は一体幾らなのか教えていただきたい。

議長(松本啓太郎君) 企画課長。

企画経理課長(松田裕一君) お答えいたします。損益勘定留保資金につきましては、藤岡総合病院、それから外来センターをまとめまして30億110万円となっております。

議長(松本啓太郎君) 冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) 昨年度もそのような形で、わたしは留保資金が減少して財源不足を生じる恐れがあるのではないかと憂慮している一人でございますので、議会に対しても決算書とまた監査員の意見書とを一緒に、先ほど答弁をいただきましたが、財源調書を提示していただきたいと言いました。後になって、今現在出せませんか。公立藤岡総合病院の事業会計の財源書、それと平成15年度の附属外来センター事業会計の財源書、それともう一つ、平成1

5年度の訪問看護事業会計の財源調書、出せますか、出せませんか。

議長(松本啓太郎君) 企画課長。

企画経理課長(松田裕一君) お手元の方に財源調書がありますので、これ はお見せできます。

議長(松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後5時休憩

午後5時13分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。冬木一俊君。

議長(松本啓太郎君) はい、冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) 議会に対して、平成15年度の財源調書を提示していただき、大変ありがとうございました。付ける必要はないと言いながらも、議会に対してはこういった決算のベースになるもの、また県に対しての報告のベースになるものでございますので、来年度以降も引き続き提示を願いたいというように思っております。その点について意見を述べたいと思います。それと平成15年度、この人件費、給与費の関係なのですが、藤岡市から出向名いるのか。おおよそどのぐらいの金額が給与として支払われるのか。それと、これは管理者にお聞きいたしますが、何故に藤岡市からこれだけの職員を派遣する形をとらなければいけないのか。その3点について質問をして私の質問を終わります。

議長(松本啓太郎君) 企画課長。

企画課長(松田裕一君) 財務諸表につきましては来年度決算書の中に資料 として添付させていただきます。よろしくお願いいたします。 議長(松本啓太郎君) 庶務課長。

庶務課長(黒澤真澄君) はい。藤岡市から派遣されている事務員ですが、 経営管理部長、ほか4名でございます。金額についてはアバウト でございます。大体なのですけれども、約4,000万円強にな ると思います。詳細には把握しておりません。

議長(松本啓太郎君) 管理者。

管理者(新井利明君) 今、人数につきましては報告があったとおりでございますが、何故ということなのですけれども、私は病院の職員も一生懸命建て直しに努力しているところであります。なお、私のほうで何故にと言われましても、私は私の考えの中で能力のある、そして、病院の今後の成り立ち、そういったものを考えたときに、よかれと思ってやっているものであります。

議長(松本啓太郎君) ほかにご質疑はありませんか。 (「なし」の声)

- 議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、 質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)
- 議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結い たします。これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声)
- 議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた します。これより採決いたします。議案第11号、平成15年度 多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立多数であります。よって、議案第11号は原案 のとおり可決されました。

第12 議案第12号

議長(松本啓太郎君) 日程第12。議案第12号、平成15年度、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第12号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について提案のご説明を申し上げます。平成11年4月1日より介護保健法が実施され5年半が経過しており、介護保健制度は21世紀の少子高齢化社会に対応する社会保障として、介護問題に対応する国民の不安の解消、利用者本位の介護サービスシステムの構築、福祉と医療とに分立していたサービスの総合化などを目指し創立されたものでございます。しらさぎの里においては開設以来7年が過ぎ、地域に評価される施設となってまいりました。今後はより一層の経営努力をし、介護老人保健施設としての本質を求めていくものであります。それでは概要について説明を申し上げます。

第1款老人保健施設事業収益です。予算額は5億683万3,000円に対しまして、決算額は4億7,679万5,152円で予算に対し3,003万7,848円の減益となっております。これに対する費用ですが、予算額4億9,855万6,000円に対し、決算額4億5,257万9,771円となり、予算額に対し4,423万6,229円の不要額となります。なお、本決算につきまして、去る8月25日、武田監査委員、青柳監査委員の審査を受けた時、別紙の審査意見書をいただいております。ご苦労いただきました武田監査委員、青柳監査委員に対し感謝を申し上げます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。平成15年度組合立介護老人保健施設事業決算認定についての提案理由の説明をさせていただきました。なお、詳細につきましては管理課長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 管理課長。

管理課長(内田雅之君) 続いて内容の説明をいたします。まず利用状況についてですが、老人保健施設事業において入所者・通所者合わせて延べ3万8,563人のうち、入所利用者数は2万6,807

人。1 日平均 7 3 .4 人であります。通所利用者数は延べ 1 万 1 , 7 5 6 人で、1 日平均 3 9 . 7 人です。

続きまして、第3条収益的収入および支出について、第1款老人保健施設事業収益の決算額は、4億7,879万5,150円で、前年対比で約120万3,560円ぐらいの増収で、前年比率は102%となりました。次に、第1款老人保健施設事業費用においては4億1,257万9,771円で、前年度対比は1,442万6,086円の費用減で、前年度比率では96.9%でありました。以上の結果、本年度の純利益として2,421万5,381円が繰り越されました。なお、細部については科目別明細で示しておりますので、よろしくお願いいたします。以上で詳細説明に代えさせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員(武田弘君) 監査委員を代表してご報告を申し上げます。平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立老人保健施設事業会計決算につきましては、審査の概要と結果についてご報告申し上げます。去る8月25日に地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき管理者より審査に付された平成15年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に証拠書類を照合し、審査を行ったものであります。審査の結果は、収支の計数は正確であり、事務処理も良好であると認めました。以下、内容につきましてはお手元の決算審査意見書のとおりであり、また利用状況等および決算額は提案理由と説明の数字と同じでございます。重複しておりますので省略させていただきます。ご了承願いたいと思います。

当老人保健施設しらさぎの里は、ご承知のとおり平成9年4月 1日に開設し7年が経過し、地域の施設として期待され、年間の 入所利用率は93%を超える状況になっております。つきまして は施設長を始め、職員の皆様の努力の賜物であると思っておりま す。今後の一層の経営努力に期待するものであります。公立の施 設の基盤をもって、病院との連携、地域との連携を、連帯をより スムーズに行い、より信頼される施設づくりに邁進されることを 希望いたしまして、簡単でございますが審査の概要報告を終わら せていただきます。よろしくお願いいたします。 議長(松本啓太郎君) 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

- 議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)
- 議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声)
- 議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた します。これより採決いたします。議案第12号。平成15年度 多野藤岡医療事務市町村組合立介護保健介護老人保健施設事業 会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって議案第12号は原案の とおり可決されました。

第13 一般質問

- 議長(松本啓太郎君) 日程第13、一般質問を行います。質問の順序は通 告順に行いますので、ご了承願います。初めに、茂木光雄君の質 問を行います。茂木光雄君。
- 議員(茂木光雄君) 議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。まず、先ほどの決算委員会の中でも各いろいろな議員さんからの質問が出ました。赤字の額であるとか、今後どのようにするのであるとかそういった中で、質問をいろいろと書いたのですが、端的に質問だけさせていただければ、ある程度内容は分かると思います。まず、管理者に伺います。

地域の中核医療の病院としての大きなふろしきを広げたままで、そのまま経営が立ち行かないというのは各議員ならびにここ にいらっしゃる全員の方が分かっていることだと思います。そう した中で毎年7億近いこういった欠損を出す中で管理者として、いわゆる危害を感じている藤岡市として、この地域中核病院としての看板をこのまま掛け続けることに関して、管理者としてどのように思うのか。先ほどの三好議員さんの説明でも、10年もすれば100億にいってしまうようなこういった累積の赤字をなかなか改善できない。キャパシティーは限られております。患者さんを大幅を増やすという、例えば入院患者を大幅に増やすというに関しては、いろいろな改善の方策は先ほどの議員からの指摘のとおり随時進めていくということでありますけれども、一体来年度どのぐらいの赤字であれば管理者として今の、現状のこの総合病院を保っていけるのかどうか。感想でも何でも結構です。7億、8億、このまま欠損を出す状況というものがどのようなものなのかどうか。まず、この1点質問をして1回目の質問といたします。

議長(松本啓太郎君) 管理者。

管理者(新井利明君) 茂木議員さんのご質問でございますが、私としましては数字を挙げて幾らならばこの病院が中核としての責任を果たせるかですけれども、私は数字はあえて申し上げるつもりはございません。まずは患者さんがこの病院を信頼していただき、この中核としての地域の病院として信頼される病院にしていきたいと思っております。まずはそのようなことです。そしてなお、私は少しでもこの赤字財政を解決したいということで、いろいろなことを頭の中では描いておりますけれども、ただ、このまま赤字財政の中でやっていっていいと、そのようには思っておりません。

議長(松本啓太郎君) 茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 今、管理者の答弁として、赤字のこの財政については 非常に憂慮をしている中で、何としてもそういった健全経営に向 けての努力を行っていきたいというようなことの中で、私はこの 組合の現状と今後の計画というものが、今日なぜこのように取り 出されたのかというように、私は今回の私の一般質問の中で、い わゆる病院のこの体制が、前から言っていたことですけれども、 やはりきちんとした計画の中で病院経営を図らなければいけないのだ。連絡協議会をしっかりとつくった中で、医療の請求の漏れであるとか、病院のいわゆる体制、地域の中核病院としてのきちんとした体系の中で医業収益を確保していくのだ、というように前から、今年の2月の議会でも言っております。

そのような中で、私はこの計画の中の8ページ。地域支援病院の規則。これについては私も診療所にするという計画をいろいると事前の打合わせで、皆さんと協議する中で、全然そのような説明もなく来ていますけれど、例えばの話、医療サービスの向上に向けて、病院を診療所にすれば当然単価は上がるということは私も知っていましたので、内容を調べていく中で、なぜ今急にこのようなことを出してくるのかどうかというのを疑問に思いまして確認しましたら、何のことはない。当初からもう診療所にしておけばよかったんだというような計画の中で、この中期計画が出てきているわけです。

例えば、私は請求漏れなどをこの地域支援病院の医療をなぜき ちんとしておかなかったのかと思って質問にしようと思ってや っていたら、きちんとこのように乗っかってくる。つまり、きち んとした内容をスタッフが、そして院長先生始めとして、こうい った病院の内容、いわゆる救急外来、それから紹介、それと高度 医療、こういった中で総合病院においては、はなから地域中核病 院としての、この地域支援病院の認定の取得などというのはもっ と早くにできるわけです。年間7,000万円も1年で増収を見 込むというようにありますけれども、1点単価900円。9,0 00円を年間8,000人ですか、800人ですか、そういった ものをなぜもっと早くにできなかったのかどうか。こういった点 が、今まで私が再三言っているのですけれども、そういった病院 の体制、内容の理解、請求の部分、こういったものがやはりきち んとした中で行われていないから、このようなことが起きたので すね。もっと早くにできます。ですから、こういった中でじゃあ、 診療所にしますと、そうすると、じゃあ4,500万円も増収に なりますよというようなことが出てくる。では、これに伴う増収 の負担をするのはだれかと言えば、当然、国保であり地域の患者 さんですね。病院が診療所に変わるのだ。では、それによって高 くなるわけですね、自己負担が当然高くなるわけです。4,50 0万円の内の3割は当然、個人の負担ですから。では、診療所と

いう名前に変わったら高くなるんだよというケースを簡単に市民の理解もなくもしやったときに、適正な患者数が確保できるというように病院長、本当にそのように思っているのですか。今の世の中、少し高ければ行きません。どうしてこのようなことをもっと議員に説明するまでもなく、しっかりとした論議の中で変えていかなくてはならないのかということを、なぜ今日の今日になってこのようなことをするのかどうか。たまたま私が一般質問をするからというような話も多分あったのだと思いますけれども、本当に残念でならないのです。このようなことが行われるということ自体が。つまり、これだけの大ぶろしきを広げているのとうこと的細かい体制づくりを再三にわたってお願いしているのですけれども、連絡協議会のほうはそういったことが今どのようになっているのかどうか。まず、その点もお伺いいたします。

そして、まずキャパシティーが限られている以上、もし病院を診療所にするのであれば当然、科を削減。皆さんもご存じのとおりテレビなどでもありますけれども、診療所というのは、へき地であるだとか、なかなか態勢が整わない。先ほど湯井議員さんも言っていました。1人の先生が何人もの患者さんを診ているようなところを普通、一般的には診療所と言うのです。これだけの機能をそろえたところが、病院から診療所に名前を変えて少し増収しようというのは、何を考えてるんだと思います。はっきりと言いましてね。そういった中で、しっかりとした、もう少し考えの元に、内容をどのような論議の中でこのようなことが起きてのか、この点について、今後の計画、この辺りについてお尋ねをいたします。

それと、最終的にはこれは人件費の削減に結び付けないことには、今回、この今後の病院の経営は成り立たないと思います。これは、1 1月28日の上毛新聞の、桐生市の歳出削減については、この桐生市行政改革委員会の骨子はやはり人件費の削減です。10年間で27億円の人件費を削減していこうというこの案については、当然ながら病院も人件費の削減に踏み込まなければ、この赤字はこれ以上改善できません。この辺について、人件費の削減ならびに科の削減をやる考えがあるのかどうか。これは本当に大変重要な問題でございます。地域中核病院としての体面ということは、病院長さん始めとして今の市長の考えで、これは保っているのだ。しかしながら、保ったままでは病院は必ずやつぶれま

す。これ以上、患者さんのいろいろな意味での増加ならびに病院の経営の改善は見込めません。目標設定が全くありません。中期計画においても、先ほどの木村議員さんも言っています。時期を明確にした中で、しっかりとした中で計画を立てませんと、病院は恐らく5年ともたないのではないかというように思います。

そして、まず科を3科減らしてください。病院から、診療所にもしするのであれば科を減らし、そして人員をきちんとした中で、適正配置した中で人件費の削減に踏み込んでいかなければ病院の改善は絶対にできません。18科はいらない。診療所であるのならば15科ぐらいに、先生を効率的に、例えば整形外科の今の待ち時間はどのぐらいですか。1時間とか1時間半とかと言われていませんか。こういった中でいかに効率よく、して効果的に医療収益を上げていくのかどうかというものを、しっかりともう1回練り直さなければ、この診療所というようなこの施策は失りに終わると思います。患者さんが減ります。確実に減ります。負担金が増えるわけだから。まして、本病院においては今まで働いていただいた立派な先生方が病院を辞められて、専門的な病院を藤岡市内に次々と開設をしております。近いうちには眼科もできるそうでございます。本病院の先生が独立をされて眼科を開くということも聞いております。

つまり、ある程度、藤岡市においては地域医療が確立しているのです。病院がそこまでもう大ぶろしきを広げなくてもいい時代が来ているのです、院長。そうでしょう。いろいろと病院で一生懸命経験を積んで、しかも専門的なお医者さんが次々と、今2と、多のはないですか、藤岡の町の中に。こういった中でいた中でも、市民の税金を7億も8億も、そのように注ぎ込む時代えているのです。そこのところをしっかり管理者にでいただかないと、この病院の経営は成り立たない。自分がらならいくら努力してもだめなのです、もう。医療費は上がらないたらいの野力してもだめなのです。そこのところをよく前とに考えているのです。そこのところとように考えているのか。そのところとように考えているのか。その辺を答えていただければと思います。

最終的には私が、経営推進会議というのを開いているというこ

とで、先日も病院にお邪魔した時にもやっていましたけれども、 現場をよく知る人間をそういった会議に入れないと、非常に漏れ が出るのです、いろいろな意味で。そこのところをまず考えてい ただいて、私は2月に提唱いたしましたこの病院の連絡会議とい うか、そのようなものを立ち上げていっているのか、いこうとし ているのか、または、しないのか。その3点、院長にお願いして、 2回目の質問といたします。

議長(松本啓太郎君) 病院長。

病院長(鈴木忠君) 質問にお答えいたします。計画書が唐突に出たという ことで、確かに議員の皆様方に説明する機会というのは初めてで ございます。しかし、病院内においてはここ1年間にわたって検 討してきました。そして外来センターの在り方、現状、そのよう なものをとらえた上での、診療所化もやむを得ないというのが結 論であります。それは経営ということが一つ大きな柱ありますけ れども、もう一つは医師が非常にひっ迫している。これは新臨床 研修制度で、この中において、当院も今年度において2名の引き はがし、そして来年度はもっと医師の減が当院において一番問題 なのは、多くの患者さんに来ていただけるわけですけれども、そ れに対する受け皿が、医師が確保できないことによる医師不足が 問題になっているのです。そのようなことで、外来センターの診 療所化というのは唐突に出たわけではございません。十分内部で 検討した上で、それから今後の経営的な推移を見た上で、そして、 医療の質の確保ということにあまり影響しないということを、こ こを前提として検討してきたことでございます。

それから、科を減らせばいい。そうすると不採算になる科を減らすということになろうかと思います。しかし公的な病院として、不採算部門を全部切ってしまう。まずじゃあ小児科を切れということなのです。それはこの地域の人々にとって本当に望ましいことであるかどうか、ということになるわけです。やはり、不採算の部門こそよりやらざるを得ないと言うのは、公的な病院の使命だと私は考えております。そのようなことで、科の削減ということはほとんど経営に結びつくものではないと考えております。

それから、地域医療支援等のこの取り組みは、支援病院の取り 組みはすぐにできたはずではないのか、これは今そこを目指して 進めていく段階です。そして、これは地域の医療機関と医師会の 先生方と地域医療、この地域で少なくとも急性期から慢性期まで、 すべての医療をこの地域内で完結できるような環境を整えると いうことで、医療機能分化推進事業という名の元に共同で取り組 んでおります。そのような中で、より分化機能が進められた中で 初めて地域医療支援病院ということが取得できるのであって、分 離したからすぐになるというものではございません。現に地域医 療支援病院というのは群馬県内においては二つだけでございま す。それは佐波医師会の佐波医師会病院と、それから前橋赤十字 病院が、これの取得をしたということであって、これは非常に地 域医療支援病院の取得は困難なのです。非常にハードルの高いも のであります。今、私たちは少なくともそれを取得しようという ことで、医師会の先生方と連携を結んで、これを目標に定めてお ります。そして、それは地域医療、お金を得るという意味ではな くて、医療の質を高める、そして非常に効率的なものをつくると いう、これを足した、それに付随して診療費に加算がされるとい うことであり、そうお金だけを目標にするということは本質から 違っているのではないかと思っております。

それから後もう1点です。この人件費の削減ということは非常 勤職員については過去においてやめていただいて、削減したわけ ですけれども、やはり地方公務員としての、公務員でございます。 これは将来に向けてある程度進めることであって、そう簡単にで きるということではありません。そして、やはり構造的なもの。 これは非常に人を食う体質になっている。これは非常にジレンマ に陥っているわけです。そして、なぜでは病棟を改修した後に看 護師が19名、18名増えている。これは看護単位が二つの病棟 が増えたことによって10看護単位になった。そして、やはりで きれば新しい医療法の基準による1ベッド当たり6.4平米を確 保しなければならないということの改修であれば、当然1フロア、 1看護単位あたりのベッド数が減ってしまう。ではそのベッド数 に見合って看護師は病院トータルで3,300ヘクタールですか ら看護師を減らすことができるかというと、それは全く逆であり ます。やはり、そのベッドのサイズ、1病棟のサイズが夜勤体制 を組むうえにおいては必要最小限。夜勤の体制は以前に比べます と、3人夜勤体制を常に行ってきましたけれども、準夜や深夜帯 においては2人の夜勤もせざるを得ない。そのような状況の中で、

やはり看護師が増えたということであります。それからやはり救急に対する対応。その夜勤体制で対応するのではなくて、救急に関しては3交替で常に看護師が対応できるような体制になるために、重症病床11床と、それから救急外来における8床の病室。それから外来部門。そこで、看護師は40名、この体制をとらざるを得ない。これは夜間においても常に対応できる体制をつくるために、準夜・深夜の両方で6名ずつ、夜間に勤務する者が12名必要であります。そのような中で人員増を余儀なくされているということです。

これはなぜそのようにしているか。それは提供する医療をより 質のいいものを地域の人たちに提供しようという信念のもとに やっているわけです。そのような中で、直接医療にかかわらない、 部門は少なくとも増員なく、そして定員を減らす方向にいこうと 努力しているわけですけれども、確かに赤字が増えていく。そし て、これに対して即応するような改革はできません。そのような 中で、微々たるものであるかもしれないけれども、医業収益に関 しては20年度にある程度バランスが取れる。そのようなことを 目指して中期計画は立てられておるのが現状です。それから、連 絡協議会。これは病院、地域の医療機関の代表の先生方と、医師 会の先生方と病院において連絡協議会というのは定例で行って おります。過日も行ったばかりであります。それから、経営推進 会議ですね。それは定例で1カ月に1回、経営会議を行っている ものであります。そして、その中でいかに経営を立て直せるかで すけれども、それは中期計画を見ていただきたいと思います。以 上です。

議長(松本啓太郎君) 茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 今、院長先生から、例えば「小児科を切れ」だとか、 そのような話の中で、例えば先日館林総合病院などは地域の連携をしっかりとした中で、子供たちは内科さんにいろいろと診てもらって、病院本来の、厚生病院としての機能を充実させようというような、そのようなことが新聞に出ていましたけれども、出ているこの、きちんとした中で、この病院が地域の中核として主体性を持って、先ほどの各お医者さんとのいろいろな連絡等をしていけば、病院は何も私は大ぶろしきを広げなくても地域と連携し

ていけばできる、そのような時代になったのだということを言っ ているわけです。ですから、小児科を切れ、どうのこうのではな くて、きちんとした中でよく精査して効率を求めなければやって いけないのです、ということを本日は申し上げていますので、そ こをしっかりとした中で人件費の削減が53.3%から52とい うようになっていますけれども、これはできません、このままの 体制でいったときには。この辺を思い切った形で削減していくに は、科をもっと集約して、後は地域に任せる科は任せて、そして 効率の上がる整形なり何なり内科なりをきちんとした中で、先生 をそこにきちんと充実させて、いわゆる医療収益を上げるしか方 法がないのだ、と言っているのです。例えば、夜間救急体制につ いては、では1年間で幾らの赤字を計上しているわけですか? 私がいろいろ聞いているのは、1年間で2億円の赤字を、いわゆ る40名も体制を整えてやっていく中で、それは市長とすれば藤 岡市のそういった中で、救急体制必要だ、病院で必要だと言うけ れども、単純に言って7,600万円の補助金を得て埋めても、 2億円という赤字があるわけです。やはり、そこのところを考え た時に、病院が診療所に、格下げとは言わないけれども変えるの であれば、思い切った形の中で科を集約していかなければ、今後 の本当の意味での総合病院の経営は成り立たないのだというこ とを、明確に理解をしていただかないと、正直なところ無理です、 この病院の経営は。ですから、そこのところを、そろそろ中核病 院として最低限何をするのかというように論議を変えていかな いと、この中期計画は破綻します。目標が定められない。つまり、 先ほどの吉田議員さんではないけれども、スタッフを増員してい かなければ成り立たないのですね。ですから、まず科を減らすこ とをある程度、経営推進会議の中で議題として採り上げていくこ とができるのかどうか。

それと、最後になりますけれども、この地域医療支援病院の申請が果たして確実に17年度当初からできるのかどうか。そして、できた場合についての7,000万円の増収というのが、どのような根拠でこのようなことができるのかどうか。外来センター診療所化の、例えば、認定が出ると4,500万円、初診時に約200円程度上がっている中で、いろいろな中で、これは私も理解できますけれども、この地域支援病院の取得によって年間7,00万円も増収する。いいですか、入院患者が1回だけです。9,

000円が発生できるのは。これはどのような形でここまで踏み込めるのかどうか。例えば、4月1日からスタートできるのかどうか。この辺りをまず、そういった計画がきちんといけるのかどうか。この2点。最後に質問して終わります。

議長(松本啓太郎君) 院長。

- 病院長(鈴木忠君) 科の在り方については当然検討していきますし、それ から救急外来におけるその40名の看護師の配置等、これをもう 少し効率よくできないかというのは今、検討しているところであ ります。この辺は当然、配慮するつもりであります。具体的なこ とはここではお話することはできませんので十分考えていきた いと思います。それから地域医療支援病院、17年4月1日付け で始まるということではございません。17年度中にその体制を 整えて申請を予定していきたいということであります。これは要 するに、1年間稼動したときに入院患者数が8,000人としま すと、多分7,000万ぐらいの額になると、そのような考えで あります。これは17年度中に申請、取得を目指して、目標とし ています。ですから、17年4月1日からそのような認定を受け るということではございません。これはやはり、病院での研修機 能、地域医療機関におけるいろいろな医療技術者に対して研修機 関としての役割を果たす、そのようなものはきちんとした実績、 それから今後の目標、予定です。このようなものがそろうと、申 請することができる。そのようなことで17年にすぐ7,000 万の増収があるということではありません。
- 議長(松本啓太郎君) 以上で、茂木光雄君の質問を終わります。次に、三 好徹明君の質問を行います。三好徹明君。
- 議員(三好徹明君) 先に説明されました、公立藤岡総合病院外来センターの今後について質問をいたします。現在、外来センターがオープンして4年になるかと思います。外来部門を分離した病院は当時もあったとの説明を受けまして、その後、藤岡総合病院のように1.5キロというような形の外来センターが設立された例があるかどうか分かりません。またあれば、どのような成果を収めているのかも伺ってみたい。

議長(松本啓太郎君) 経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) はい。外来分離の病院としましては千葉県の 亀田総合病院、それと山形県の病院の例がありますが、亀田総合 病院では敷地内に診療所を作りました。また現在計画中の奈良県 の病院。それと青森県の病院がありますが。

議長(松本啓太郎君) 三好徹明君。

議員(三好徹明君) 今お聞きしたように、極めて珍しい形の病院です。2 年ほど前ですかね、千葉県の亀田総合病院の視察に行ってまいり ました。病院のスタッフの方も議員の方もなさっていたわけであ りますが、亀田総合病院、当時はベッド数800。多野藤岡組合 議員でありました時に、外来分離に亀田総合病院に、外来専門の ベッド数19。いわゆる診療所です。診察室が約100、大規模 な外来専門棟であります。専門スタッフや診療設備も今まで入院 でやっていた医療を外来で行えるという大きなメリットを目指 して、医療機関としては1999年、世界で最初の電子カルテ化 を実施しております。規模も内容も経営方針も天と地の開きがあ り、比較にならないと思った程であります。確かに当時、外来は 亀田クリニックとして分離しておりましたけれど、外来棟から病 棟まで約150メートルの空中の廊下によってつながっており ました。緊急の場合は外来の医師が徒歩4、5分ほどで病棟に駆 けつける。このような環境を維持しながら、医療というのは一体 だという説明を受けました。医療の重みや将来の見通しを私たち は誤り、藤岡総合外来センターの1.5キロによる医療機能の分 断化とはまるで違っていました。当時、建設に反対した私が提出 した現状改革設計案をもう少し検討していれば、このように現在 苦しんでいることもなかったと思われます。

先ほど、現状経営の合理化と改革案の説明を聞きました。つまり、診療所に戻すと、これも当時、病院か診療所かという議論を十分にしないで、病院ということの認可を受けて始めてしまったのではないか。今回の中期計画による改革案の経営改善が仮に進んだといたしましても、私の試算によりますと、先ほど中期計画を見て、平成16年には6億になる。17、18、19、20と

5、4、3、2、約20億の赤字を生み出していく。つまり、現在抱えている累積赤字17億と足して、約37億から40億の累積赤字が残るのではないか。このように私は試算しています。また、この中期計画が失敗すると70億、80億というような累積赤字。つまり、経営破綻ということになります。

これを、中期計画による経営努力によって解決しようという病院側の熱意は分かります。しかし、根本的な問題は外来棟、病棟も1.5キロの物理的な距離の問題で、これは解決しません。この物理的な距離がある限り、2つでやる限り、経営自体は一つである。今後、現在の藤岡総合病院、病棟に外来機能を復活させ、同時にベッド数を減らし、附属外来センターに100床程度の病棟を併設し、急性期医療の役割を持たせた病院にする、または在来医療機関や自治体など、例えば今、高崎市には公立病院がないと言っております。例えれば中核都市、30万、40万になってきたときに、例えば高崎などの、公立病院の経営がはない、自治体の外来センターの常備などが可能かどうか、検討が必要であると思います。それらを視野に、検討、研究するつもりがあるのかどうか伺います。

議長(松本啓太郎君) 経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) はい。外来センターに病棟を増設することは、外来センターにも入院棟にも、それは確かにそのようなところしかないということでございますが。また慢性期、急性期2つの病院を持つという事にしても、他の公立病院は一つの方法としず供してますが、急性期特定病院の施設基準に地域医療との連携体制、紹介率70%以上の地域連携、入院外来比率等があります。現実には200床以上の病院の多くは医療連携を上げるために外来を大幅に減少する動きがあります。外来センターの診療所化ということは、これ以上の設備投資は厳しいものであります。現状では考えておりません。しかし、今後の病院経営で株式会社の参入等が大きく変わることも考えられますので、将来の医療制度の変更により、検討は必要と思われます。また、他の自治体への譲渡については一部事務組合の病院であり、譲渡ではなく、公的な連携により新しい一部事務組合というものであると思います。以上です。

議長(松本啓太郎君) 管理者。

管理者(新井利明君) ただ今の三好議員からのお話でございますが、(不明)それと、この外来センターの分離というのは少し意味が違うかというように思います。ただ、ここでお聞きいただいておりけれども、私、ほかの自治体に譲渡できるかですが、仮に譲渡となりますと、今までこの外来センターと総合病院の運用の中で医師会の先生、そういったものも大きな問題になってしまいまして非常に難しいのではないかというように私自身は思っております。ただ、大変面白い、面白いと言うと大変失礼なのですけれども、素晴らしい発想の中でのそのように思いますので、それについても参考にさせていただきたいというように思っております。

議長(松本啓太郎君) 三好徹明君。

議員(三好徹明君) 今、しかし、この1.5キロの物理的な問題を解決すれば、今までのような経営努力。こつこつとした経営努力は無論必要です。必要ですが、それ以外の発想を持って知恵を出していかなければ、私は極めて難しいと思う。無謀な、当時は、そのような意見は少数派でございました。今、振り返ってみますと無謀な計画でできてしまった総合病院。今さら取り壊すことはもうありません。本年度の純損失は7億。今、言いましたように10年後には累計損失はこのままでは、何もしなければ80億にも90億にもなる。当然、それに至ればは経営破綻であります。大胆な決断が無理だとしたら、当面できる限りの対症療法でしてもらいたいということで、これが中期計画であると思います。

この中期計画の中で触れておりますが、先ほど、何人もの議員さんが固定経費の最大の部分である見直しは必然、当然ながら、手足を切るぐらいの徹底したことをしなければと思います。このままでは多野藤岡の医療環境は危機的な状況に将来陥ることは明白であります。地域中核病院としての使命を守るためにも果敢に改革に取り組まなければならない。

最後に、先ほど大変新町の町長さんに副管理者に対して、当時、 平成16年5月15日、新町文化ホールにおいて高崎市地域町村 合併説明会で町長のあいさつで読むという資料を入手いたしま した。ここに再度読み上げますが、また藤岡地域につきましては、同じ広域圏の中で過去三十数年幾多の事業を共同で処理してまいりましたが、残念ながら期待した成果が見られなかった、先ほど町長さんは一部事務組合を含めて言っているのではないのだということでいっておられました。そのようなことでありますので、町長さんにそのことを言っていただきたい。それと同時に新町は高崎と合併、そしてこの多野藤岡医療事務市町村組合をぬけます。そして一部事務組合の存在理由、存在をありがたく感謝して、構成団体として新町の恩恵を受けてきた。当然、応分の負担をしてきた。その感謝の気持ちがあるというものですから、いざと言う時には応分な精算金をお支払いして、その誠意を見せていただけるかどうか、それも併せてお願いします。

議長(松本啓太郎君) 経営管理部長。副管理者。

副管理者(高橋功君) 文化ホールでとかというその文書であります。その中で今聞かしていただきました、三十数年の中で幾つかの事業を共同でという言葉をもう一度よく考えていただければ分かる。思いますが、一部事務組合の話はそれには触れておりません。組合のほかの事業であります。そして、また離脱の清算金だとかにいう話であります。とにかく今、このような状況で、それぞれ担当ですすめております。そのほうに任せていきたい、それぞれにも考えております。とにかく今、いろいろな状況が、それぞれにも考えております。とにかく今、いろいると確信をしております。そのようなことで、市町村がお互いを認め合い、思いやりを持って進めていけば各地域の市民のため、町民のためはないかと、そのように考えております。以上です。

議長(松本啓太郎君) 経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) 三好議員の質問にお答えいたします。大変厳 しい経営状況でありますけれども、先ほど中期計画の中でもご説 明申し上げましたように、その中で最も大きなものは、いわゆる 職員の配置転換、経費の削減など今後削減努力を進めてまいりま す。また地域医療の中で医療の推進、向上を図りながら、関係諸 機関の協力の元に経営改善を続けなければならないと思います。

議長(三好徹明君) 了解。

議長(松本啓太郎君) 以上で、三好徹明君の質問を終わります。以上で、 発言通告のありました質問は全部終了いたしました。お諮りいた します。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、 その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、 その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、 その他の整理は議長に委任することに決しました。この際、管理 者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者あいさつ

管理者(新井利明君) 本日は大変長時間にわたって慎重ご審議いただき、 ご決定くださいましてまことにありがとうございました。今後も 病院の健全経営で、また地域連携の充実を図りつつ、地域から信 頼される病院づくりにより一層の努力を捧げたいというように考 えております。今後とも議員各位にはご支援賜りたいというよう に考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。最後にこ れから年末年始を向かえお忙しい事と存じますが、お体をご自愛 いただきたいというように考えております。大変今日はありがと うございました。

閉会

議長(松本啓太郎君) 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて平成16年第3回多野藤岡 医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労 さまでございました。

午後6時17分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 佐藤淳

副議長松本克彦

議 長 松 本 啓太郎

署名議員 冬 木 一 俊

署名議員 今 井 清 和